

電 力 需 給 契 約 書 (案)

大分県知事 佐藤 樹一郎（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、竹田総合庁舎ほか34庁舎（以下「県庁舎等」という。）で使用する電気の供給について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約に定める各条項を履行しなければならない。

（契約の内容）

第2条 乙は、別紙仕様書に基づき甲が県庁舎等で使用する電力を需要に応じて供給し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（契約単価）

第3条 契約単価は、別紙電力需給契約単価表（以下「単価表」という。）のとおりとする。

2 契約後において、乙の発電費用等の変動により契約単価を改定する必要性が生じたときは、甲乙協議の上これを改定することができる。

（電力需給期間）

第4条 契約期間は、令和8年3月1日から令和9年2月28日までとする。

（契約保証金）

第5条 乙は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これら全てを誠実に履行し、かつ将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第7条 甲が県庁舎等で使用する電力量（以下「使用電力量」という。）は、電気の使用状況によって予定使用電力量より増加又は減少することができる。

（契約電力の変更）

第8条 契約電力の変更について必要があると認められるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

2 甲が前項の規定にかかわらず、契約電力の変更前に契約電力を越えて電気を使用した場合は、乙の電気需給約款に定める契約超過金を支払うものとする。

（電気料金の算定期間）

第9条 電気料金の算定期間は、毎月初日から当該月末日までの期間とする。

（使用電力量の計量）

第10条 使用電力量の計量は、計量器に記録された値の読みによるものとし、乙は、当月1日0時に計量器に記録された値の読みと前月1日0時に計量器に記録された値の読みの差引きにより算定した使用電力量を翌月初めに甲に通知しなければならない。

（電気料金の支払）

第11条 乙は、前条の計量の通知後、当該月に係る電気料金の支払いを、原則として、翌月10日までに請求しなければならない。

2 前項に規定する電気料金は、基本料金（単価表の基本料金単価に契約電力を乗じて得た額）、電力量料金（単価表の電力量料金単価に当該月の使用電力量を乗じて得た額）及び、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金及び燃料費等調整額（九州地区の旧一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による）の合計を加算した額とする。ただし、調整料金を設定している場合はその額も加算する。

3 前項の基本料金は、当該月の力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パ

ーセントにつき基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割増しするものとする。

- 4 甲は、第1項の規定による請求があったときは、乙の電気需給約款に定める支払期限までに電気料金を支払わなければならない。
- 5 甲の責めに帰すべき理由により、前項の規定による支払いが遅れた場合は、乙は、当該電気料金につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。
- 6 請求は乙が請求書を作成し、甲が別途する指示する送付先に送付するものとする。
(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 天災地変その他乙の責めに帰すべき理由によらないで、電気の供給をする見込みがないと認めたとき。
- (2) 乙に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めたとき。
- (3) 契約の履行に関し、不正の行為があると認めたとき。
- (4) 正当な理由によりこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）もしくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその損害賠償を請求することができない。

(違約金)

第13条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、当該解除の日から契約期間満了の日までの期間に係る基本料金と単価表の電力量料金単価に当該解除の日から契約期間満了の日までの期間に係る予定使用電力量を乗じて得た額の合計の100分の10に相当する金額を、違約金として乙から徴収するものとする。

(補足)

第14条 前各条項に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）、乙の電気需給約款及び九州地区の旧一般電気事業者が適用する標準供給条件に定めるところによる。

(協議)

第15条 この契約書に約定しない事項について約定する必要が生じたとき、又はこの契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(特約事項)

第16条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

この契約が成立したことを証するため、この契約書2通を作成し、各自それぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 大分市大手町3丁目1番1号

大分県知事 佐藤 樹一郎

乙 ○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○